

第19回教育委員会（定）

開会日時 平成25年 10月 23日（水） 午前 10時00分
閉会日時 午前 12時02分
開会場所 教育委員会室

出席者

| | |
|----|-------|
| 委員 | 別府明雄 |
| 委員 | 谷田泰 |
| 委員 | 高野佐紀子 |
| 委員 | 青木義男 |
| 委員 | 橋本正彦 |

出席事務局職員

| | | | |
|------------|------|--------------|-------|
| 事務局次長 | 寺西幸雄 | 庶務課長 | 小林 緑 |
| 学務課長 | 森下真博 | 生涯学習課長 | 中島 実 |
| 指導室長 | 矢部 崇 | 新しい学校づくり担当課長 | 田中 光輝 |
| 学校地域連携担当課長 | 木内俊直 | 中央図書館長 | 代田 治 |

署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

- 委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成25年第19回教育委員会定例会を開催いたします。
本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、森下学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、田中新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、代田中央図書館長の、以上8名でございます。
本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により青木委員にお願いいたします。
本日の委員会は、18名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。
それでは、報告事項を聴取します。

○報告事項

1. 文教児童委員会報告（H25. 9. 30、10. 2）

（庶務一・次長）

- 委員長 報告1「文教児童委員会報告」について、次長から報告願います。

- 次長 それでは、資料をご覧くださいと思います。「庶一」でございます。
9月30日に開かれました文教児童委員会の報告でございますが、裏面にございますように、議案が多かったために10月2日にも、2日間にわたって開催されたものでございます。
まず、教育委員会関係のことでございますが、専決処分の報告が4件ございますが、4件目で教育委員会関係の報告をしてございます。
こちらは、本年の3月29日に、板橋第一中学校の校庭において行われた野球部の活動中に、生徒の打ったボールが校庭を出まして近隣の民家の雨どいに被害を与えたということで、こちらの損害賠償の決定について専決処分を行った報告でございます。
この議論の中で、今現在、防球ネットは12メートルのものが設置してありますが、委員の皆さんからは、防球ネットの対策について、さらにかさ上げ等が必要なのではないかというようなご意見が出されております。
ただし、仮に板橋第一中学校でかさ上げをした場合、支柱等も工事をし直さなければならないということで、2,000万円程度の経費が必要になるということで、予算的なことを勘案しながら対応については検討していきたいというふうにお答えしてございます。
続きまして、次第の6番目ですが、教育委員会の動きについてということでございます。
こちらについては、教育委員会の開催時間について、委員からお話がありました。教育委員会の審議の時間が、報告をしたところ、15回の教育委員会でございますが、開会の時間が10時から、12時を過ぎた時間、2時間程度であったということで、その時間について、もう少し議論を深めた方がいいのではない

か、教育委員さんから問題提起、あるいは疑問等、あるいは修正意見等、もっと出してもらおうような働きかけを事務局としても行うようにというようなことで指摘がございました。

それから、続いて、7番目でございます。教育に関する事務の管理及び執行の点検・評価についてということで、こちらについては教育委員会全般にわたる内容でございますので、かなり広範囲にご質問がございました。

交通事故に関連しまして、自分を守る教育の実施についてですとか、キャリア教育の取り組みが学校ごとに異なっているのではないかと、あるいはフィードバック学習の活用についての現状等についてご質問がございました。

また、実際の外部評価、この評価制度の外部評価について、具体的にどういふヒアリングを実施しているのかということ等についてもご質問がございました。

これは、かなり多岐にわたっておりまして、大規模改修や改築工事の進捗状況、あるいは、先に実施しました改築に当たってのオープンスペース方式や教科センター方式の評価、あるいは特別支援学級の個別指導計画、支援計画の策定状況等々、様々なご質問が出てございます。

続いて、8番目ですが、教育支援センターの実施計画の策定ということで、こちらにも既に教育委員会で報告しているものでございますが、議論がなされております。

主な質問といたしましては、校務支援システムの導入見込み、あるいは教育支援センターの中に設置されます相談機能としての相談の部屋、あるいはプレイルームの活用等についてご質問がございました。

また、実際の相談機能として、蓮根の部分についてはどういう形で移行するかというようなことについて、様々、ご質問等がございました。

続きまして、9番目でございますが、将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の一体的な推進のための方針についてでございます。

ここからが2日目、10月2日からになってございます。

具体的な学校名等を出しているけれども、そこへの今後の対応についてのご質問ですとか、学校統合ということの場合、様々な方式があるけれども、今後、どういった考え方で進めていくのか。あと、地域との積極的な意見交換、情報の共有化も必要なのではないかと。

それから、今後の施設の整備の計画と統廃合への影響、あるいは見込みということについてのご質問などがございました。

また、改築・改修を進めていく上で、学校の適正規模という点についての視点、これがどのように変わっているのかというようなことでご質問がございまして、学校の改築・改修と学校規模の適正化という両方の視点で取り組んでいくということを改めてご説明してございます。

また、過去の統廃合の取り組みの状況について、特に大山小学校についての統合の対応についての見解、あるいは今後の課題などについても色々ご質問がございました。

また、将来の人口推計に当たっては、区で導入したGISの活用などについて

も様々な提言がされております。

それから10番目、板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」の見直しについてということで、こちらにつきましては、「あいキッズ」の見直しについては既に報告してございまして、パブリックコメントを実施するということについてご報告させていただきました。パブリックコメントの周知についてというようなご質問が出されております。

なお、これは、改めてまたご紹介させていただきますが、パブリックコメントについては締め切りまして、100件を超えるご質問等が出されてございます。これは、また別の機会に改めてご報告させていただきたいと思っております。

それから、新しい「あいキッズ」の人員体制、保護者負担の算出根拠などについて、繰り返しになりますが、様々なご議論があったところでございます。

以上、雑駁ですが、文教児童委員会の報告でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 先ほどの、教育委員会の議論が不足しているというのは、具体的にどのあたりの話ですか。

次長 具体的に委員さんがおっしゃったのは、15回の教育委員会はかなりボリュームがあったのだけれども、文教児童委員会もこのように2日間にわたって審議をする程度の活発な議論がされているのに、同程度のボリュームのある教育委員会が2時間で終わっているというのは短いのではないかと、そういうことでご意見がありました。

事前に資料等も配っているのでよく読んでいただいているので、その辺のご理解、あるいは、文教児童委員会は1回の報告ですけれども、教育委員会は事前に議論していただいたり、あるいは、そういう情報交換をさせていただいているので大分違ってくると思うのですが、その辺のことは抜きにしても、全体的に時間が短いのではないかというご意見でございました。

谷田委員 特に2時間と決めてやっているわけでもないように思いますし、もっと長くなるときもあると思うので、その辺は、なかったように思いますけれども。

委員長 そうですね。どの部分か。15回が何かよく覚えていないのですけれども、議事録を読まれた上で発言されているのか、それとも、単純に2時間が短いということなのですか。

次長 議事録はご覧になっていないというふうに思われました。第15回の教育委員会というのは8月27日に開かれたもので、先ほど議会にも報告しました教育委員会が行う点検・評価、あるいは幼稚園教諭の通勤手当支給規定の改正、区立小・中学校の使用教科書の採択、それから、報告事項が緊急メール、大谷口幼稚園

の廃止、榛名林間学園の臨時休業、少年野球親善大会の結果、それから、教育支援センターの実施計画、体罰ゼロ宣言、フィードバック学習、ふりかえり調査、いじめの実態及び対応状況の把握のための調査、それから、報告いたしました将来を見据えた区立学校の施設整備の適正規模・適正配置の一体的な推進、学校施設整備基本計画、志村図書館の空調の故障、停電・落雷による図書館システムの停止。

報告事項は13件あって、当日の文教児童委員会で報告した内容も、かなり報告されているところなので、そういうことでのご発言だったのかというふうに思っています。

委員長 今の議事録で見ると、特に点検・評価あたりは色んな議論があってもいいかと思うのですけれども、ただ、点検・評価については、この回だけではなくて、事前に何回もやっているという部分もあったと思いますし、通勤手当等はもう一般の区の職員と同じことなので、ここでそれほど議論する話ではないと思いますし、教科書採択も、今年度はそのままということですから、余り議論の余地はないかとは思いますが、そういったご批判があるということで、これからは、さらに修正意見等があればどんどん加えていきたいと思っています。

次長 委員さんのこともさることながら、事務局がそういうふうに設定しているのではないかということについてのご批判がかなりあったのも事実でございます。

青木委員 コメントですけれども、私も教育委員会にかかわらせていただいて、ほかの委員の皆さんの、普段の活動を見ていますと、フィールドワークという面で、この委員会以外での活動も非常に活発にやられているという印象を持っていますので、その辺も十分ご理解いただいた上での2時間というふうに私自身は理解しているつもりです。その辺の説明もしていただくといいのかなと思っています。

次長 分かりました。確かにその辺は説明しておりませんので、改めて、機会があればそういうこともお知らせしていきたいと思っています。

青木委員 お願いします。

委員長 ほかにご意見はございますでしょうか。

高野委員 私も、今のそういうご意見を伺って、例えば点検・評価の部分等でも、色々と資料を見たり、勉強しながらやったのですけれども、それでも自分自身で分からない点などもありましたので、そういうときには、これからも事務局の方に色々教えていただきながら一生懸命やっていきたいと思っています。定例の委員会以外の活動もしっかりやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

委員 長 あと、専決処分の件については、その当時、教育委員会の方では報告はありましたでしょうか。余りなかったような気もしております。

次 長 そうですか。

委員 長 それは報告していただいた方がいいかなというふうに思います。

次 長 漏れていたのであれば、大変失礼いたしました。

一応、損害賠償金の請求があって、示談が成立したときに専決処分を行っておりますので、その部分については報告を今後いたしますので、申しわけございませんでした。

委員 長 ただ、実際は、なかなか難しいですね。どんどんネットを高くしていくわけにもいかないし、最終的にはドームになってしまうのかなという気がしますので。今の中学生はそういうことはないと思うのですが、あえて外に打とうとしたり、我々のころはよくありましたので。そうすると、幾ら高くしても、もう切りがないというのがありますけれども。

次 長 当日は、通常の練習ではなくて練習試合だったようですので、通常とは違ったのかなということもあります。そうは言っても、実際にこういうことが起こっているのは事実でございます。

委員 長 ご近所としては迷惑な話になってしまうので、よろしく願いいたします。ほかにごございますでしょうか。

(なし)

○報告事項

2. 平成25年度板橋区立少年自然の家八ヶ岳荘指定管理者の管理運営業務に係る評価報告

(生一1・生涯学習課)

委員 長 それでは、次に報告2に移ります。「平成25年度板橋区立少年自然の家八ヶ岳荘指定管理者の管理運営業務に係る評価報告」について、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、「生一1」をご覧ください。

少年自然の家八ヶ岳荘の指定管理者の管理運営業務に係る外部評価の実施をすることにつきましては、7月の教育委員会でお話をさせていただきました。

その後、9月2日に第1回の委員会、そして10月11日金曜日に2回目の委員会を実施し、本日、報告するものでございます。

1の指定管理者は、西洋フード・コンパスグループ株式会社でございます。指定期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日でございます。

2、施設概要、3、事業内容につきましては記載のとおりでございます。

4、評価概要、(1)の目的につきましては、前回と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

(2)評価者は、板橋区立少年自然の家八ヶ岳荘指定管理者評価委員会で、おめくりいただきまして、(3)構成は、外部委員2名、内部委員3名で、以下、記載のとおりでございます。

(4)財務状況点検及び労働条件点検でございますが、外部の専門家に委託してございます。

財務状況は、7月17日に東京税理士会板橋支部に実施していただきました。

また、労働状況点検は、5月9日に東京都社会保険労務士会板橋支部が現地に行きまして、ヒアリング及び従業員面接等を含め、実施してございます。

(5)評価委員会の開催ですが、1回目の指定管理者評価委員会は、先ほど言いましたように、9月2日に、現地、八ヶ岳荘にて現地調査及び指定管理者ヒアリングを実施していただきました。

それから、2回目の指定管理者評価委員会は10月11日金曜日、午前に教育委員会室で各委員の採点評価に基づく総合評価の協議及び決定を行いました。

5、評価項目につきましては、記載の5点の項目について行いました。

6の評価方法でございますが、事業報告書や利用者アンケート。これは満足度の調査結果の内容の審査です。あと、財務点検及び労務点検結果、現地調査及び指定管理者のヒアリングをもとに、各委員が評価項目ごとに5段階で採点評価を行いまして、採点の合計により総合評価を決定したところでございます。

総合評価基準につきましては記載のとおりですが、AからEの5段階になっております。

4ページ目に移ります。

7、評価結果をご覧ください。

サービスの提供は200点満点で146点。以下、事業運営は200点満点で158点、施設管理は100点満点で73点、費用効果は50点満点で37点、指定管理者の継続性・安定性は50点満点で39点ということで、評価点の合計につきましては600点満点の453点ということで、これは評価基準に照らし合わせますとB、優れているという評価になりました。

所見評価でございますが、これは評価委員会の皆様の合議により決定した内容でございます。こちらは、まとめることができませんので、読み上げさせていただきます。

「施設の内外は、清潔に保全されており、施設の設置目的に基づき移動教室や青少年健全育成事業に適切に対応するなど、概ね良好な管理運営がなされている。今後、さらに利用者の立場に立った運営・サービスの提供に努めていただきたい。

指定管理者の経営基盤、職員の労働条件等については、外部専門家による点検を実施したところ、公の施設の管理者として問題なく良好な状態であると判断で

きた。

設備面について、団体棟宿泊室のドア、野外炊飯場の電気の明るさ、浴室の快適性の確保など、部分的に指摘した箇所は改善を図られたい。また、環境に配慮した照明設備への更新や、利用者の利便性向上につながる情報環境の整備にも積極的に取り組んでいただきたい。

今後は、自主事業をさらに積極的に展開し、企業や学生団体等、多方面へ情報発信することで、新規利用者の増加及び利用拡大を図り、施設全体の価値向上に努められたい。また、利用度の低い設備の有効活用など、運営面において民間事業者の視点から区への積極的な提案を期待したい」ということでございます。

最後に、この評価結果の報告でございますが、本日の教育委員会での報告が終了いたしますと、11月の庁議に報告いたしまして、その後、文教児童委員会への報告、そしてホームページで公開する予定でございます。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 この所見の中の、最後の行の「利用度の低い設備の有効活用」とあるのですが、どの辺が。

生涯学習課長 研修棟があるわけですが、研修棟の上に茶室もございます。そういう部分が、ほとんど利用されていないということが皆様からご意見として出されたところでございます。

高野委員 私も何回か行ったのですが、茶室があるのは、今、初めて知りました。夏のキャンプで行くので、とてもそういう状態ではないのですが、分かりました。

谷田委員 指定管理者制度というのも、まだ始まって、これが2回目になるのですかね。ですから、8年目とかそういう形で、まだまだ、これからなのかもしれないですが、指定管理者にすることで、よかったことと、求めているものは大分達成できてきている感じはあると思うのです。

あとは、それをさらにブラッシュアップしていくとか、もっと利用者の声を聞いたり、また、区と一緒にしてもっとどうしたらいいのだろうというような、次のステージに行くためにどういうことが必要なのかなということをもう少し考えていく必要があるのかなというふうに思っていて、その辺は、この指定管理者の決め方とか、やり方については、まだまだもっとよいものにしていく可能性もあるのではないかとはいっていますけれども。

概ね、当初考えていたことは、いい形で達成できているように思いますし、今回、審査に来られた方は、とにかく、前よりもすごくよくなったということをしきりにおっしゃっていましたので。

生涯学習課長 前よりはかなりよくなったという評価をいただいているのですけれども、また、区民に、より素晴らしい利用をしていただくために、喜んでいただけるような研鑽を積み重ねていかなければいけないかというふうに思っております。2期目でございます。これでいいという形にならないように、区としても、この施設をどういうふうに有効に活用していくのかということについては、指定管理者と協議をまた進めてきたいというふうに思っております。

青木委員 全体を見渡して、この中で評価点が低いというのは、ノーマライゼーションの点が一番全体的な中では低い評価だったのですけれども、これについては、全体評価の中で、特段これにかかわるコメントがなかったと思うのですが、これに関して、もうちょっと、なぜ低かったのかという、お分かりの点がありましたら。

生涯学習課長 このノーマライゼーションの中身が、障がい者や高齢者、食物アレルギー等に配慮し、利用者全員が満足できるような運営が行われているかということで、5人の採点が、5段階の4をつけた人が2人、2をつけた人が2人ということで、こういう点数になったものでございます。

全体的に低いというふうなことについては、アレルギーについてはかなりしっかりやっておるわけですが、障がい者に対しての対応が、例えば浴室についても、わざわざ段差があるようなところがあるとか、様々な課題はございます。そういうところで若干低くなったのかというふうに思っております。

なお、この評価の中で、5人の採点で10点未満になった場合、これは指定管理者にその辺の指導をしていかなければいけないということになっておりまして、そういう10点以下という項目はなかったわけでございます。

委員長 今回の件に関して、例えば、申込時に、アレルギーとか障がい者、高齢者等のデータというのはついてくるのですか。

生涯学習課長 まず、団体利用につきましては、学校等については学務課さんの方で移動教室に使っておりますので、その辺のデータは全ていただいて、事前に保護者とも打ち合わせをして、どういう食事を提供するかということについては厳密にやっております。また、全てにおいて、利用者については年齢等が入っておりますので、どういう方かというのは大体分かるような形でございます。

例えば、浴室の座る椅子です。もう少し配慮できるのではないかというふうな部分もあろうかというふうに思っておりますので、今回、またこの評価を受けて、指定管理者とは協議していきたいというふうに思っております。

委員長 それと、浴室の段差等は、とりあえず改善できないけれども、椅子等の部分は改善するのですか。

生涯学習課長 実は、この施設の中で、障がい者用の浴室がございます。ただ、これをつくった当時が昭和58年で、かなり古くて、そのころは、そういうふうな基準でつくっていたものが、その後、色々見直しがあったときに、区として、その辺の改善をしていないという状況でございます。これについては費用もかかりますので、今後、検討させていただこうと思っております。

委員 長 ほかにございますでしょうか。

教 育 長 先ほど、谷田委員さんからも、青木委員さんからも、高野委員さんからもお話がありましたけれども、この施設だけではなくて、区全体で相当、指定管理者制度を導入しておりまして、一番古い施設では9年ぐらいになるわけです。

そうすると、一番の課題は、先ほどもご指摘がありましたけれども、区の直接の手から離れて、委託で管理してもらっているというところから、なかなか区自身でノウハウが蓄積できなかつたり、あるいは実態についてしっかりと自分の目で確認するという作業を怠るというのでしょうか、だんだん頻度が少なくなっているという問題の中で、一番の課題は、このままずっと、その状態を続けていきますと、だんだん区の手から離れていって、要するに、委託しっ放しというような状況になってくるというのが一番課題だというふうに思っておりまして、そういう意味では、しっかりと、事業者との連携を密にするということは当然ですけれども、自らの目で施設をしっかりと見る機会を定期的にとるか、あるいは、その利用実態、あるいは運営状況等についてしっかりと把握して、課題を認識して、その課題をどう解決していくことで、これはそれぞれの行政事業ですので、行政目的がどう達成できていくのかということについては自ら方針をしっかりと立てて、指定管理者制度を充実させていく必要があるのかなというふうに思っておりまして、これはこの施設だけではなくて、区の指定管理者制度の1つの課題だというふうに思っております。

そういう意味では、そろそろ一番長い施設については、今度は第3クールに入ります。10年が終わって、次の15年目に向けてということになりますので、そういう意味では、多分、区全体としての問題意識を踏まえて、区全体としての検討がされていくのだろうというふうに思いますので、そういう中では教育委員会施設における指定管理者制度の色々ないい点、それから課題、そういうものについても整理をして、区全体の議論の中で反映させていきたいというふうに思っております。

そういう中で、また委員の皆様から色々なご意見をいただいて、そういうものを区全体の議論の中で反映させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

委員 長 直営ではないということで、どうしても、チェックするというか、見に行く回数も少なくなりがちではないかと思うのです。逆に、頻繁に行こうとすると、結構、ほかの職員から、「八ヶ岳荘にいつも遊びに行っている」という見方をされ

るようなことも、なきにしもあらずで、なかなか難しいとは思うのですけれども、しっかり、日ごろから見ていただければよろしいかと思えます。
ほかに、よろしいでしょうか。

○報告事項

3. 板橋音楽祭ジュニア2013の開催について

(生一2・生涯学習課)

委員長 では、次に、報告3「板橋音楽祭ジュニア2013の開催について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは「生一2」、チラシでございます。チラシをご覧ください。

11月9日土曜日に行われます「板橋音楽祭ジュニア2013」の開催についてご報告させていただきます。

例年、事業が終了した後にご報告させていただいているものでございますが、今年度はこの事業が10周年を迎えまして、1年目から中心となって事業に携わっていただいております東京板橋ロータリークラブに、区と区教育委員会の連名で感謝状をお渡しする予定でございまして、事前にご報告させていただくものでございます。

事業の概要について簡単にご説明させていただきます。

この事業は、平成17年1月10日に東京板橋ロータリークラブの100周年記念事業として、区教育委員会と共催で開催された事業でございます。

非常に好評でございまして、次年度から、板橋区、区教育委員会、板橋区青少年健全育成地区委員会、板橋区文化国際交流財団との共催事業として受け継がれまして、板橋音楽祭実行委員会により実施しておりまして、先ほどお話ししましたように、今回、10回目を迎える事業でございます。

年々、中学生の参加が増えまして、平成22年度には全23校が参加することになりました。例年、区中研の音楽部会にご協力いただきまして、今年度は22校がステージでの発表に参加いたします。そのほか、華道部5校の作品展示、茶道部8校が出演しまして、全23校の参加になります。

会場は板橋区立文化会館大ホール及びホワイエでございまして、9時半に開場、10時開演でございます。

毎年、アンケートを実施しておりまして、区民の方からは「大変素晴らしい事業である」、あるいは「元気をもらった」、「特に中学生に感動した」等のご意見をいただいております。また、吹奏楽の方の技術の向上にもかなり貢献している事業ではないかというふうに思っております。ぜひ、ご来場いただけますようお願い申し上げます。

説明の方は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 昨年、見に行かせていただきました。昨年は、中学生が色々と司会とか、会場内の誘導ですとか、会場外でもチラシを配ったりとか、色々と活躍しているのを見て、本当に素晴らしいなと思ったのです。今年も、また運営もして下さるのですか。

生涯学習課長 昨年はどういうふうになるかというのは未知数でございましたが、実行委員会の中で、ぜひ中学生に様々な部分を活躍してもらいたい、主体的にかかわってもらいたいというお話がありまして実施したものでございます。

司会も、今まではプロを使っていたのですけれども、それはやめまして中学生にやっていただいたところ、非常に好評でございまして、中学生も様々な、例えば、会場の出入り口、あるいは受付等も中学生がやるということで、自覚も芽生えて、大変よろしいかということで、実行委員会の中では、今回も主体的に参加してもらおうということで、運営にかかわるといふふうな話になっております。

委員長 私も毎年行きたいと思いつつ、常に周年行事とか、大体、農業祭といつもぶつかっているのです。一度も行かれずに申しわけありません。日にちをずらしていただけると。

生涯学習課長 どうしても、中学生のスケジュールで11月のこの時期しかだめだという話になりまして、例年、農業祭とぶつかるということでお叱りを受けています。これは致し方ないところかなというふうに思っております。

委員長 お時間のある方は、よろしくお願いします。

○報告事項

4. 平成26年度入学式・入園式等について

(指一1・指導室)

委員長 それでは、報告4「平成26年度入学式・入園式等について」、指導室長から報告願います。

指導室長 来年度の入学式・入園式等についてのスケジュールのご提案でございます。資料は「指一1」です。

タイトルは「入学式・入園式等」と書いていますけれども、そのほかの卒業式であるとか、始業式・修了式・終業式も、全て日程を含んでいます。この日程については規則で決まっているものがありますが、運用で決めている日程もあります。

規則で決まっているものというのは、春休み、夏休み、冬休みが学校の管理運営規則ということで定められていますので、始業式と終業式については法的な根拠があります。

一方で、入園式とか入学式・卒業式は校長・園長の裁量で決めることができま

すが、区全体として統一するために、そこは運用するということなのです。

今回、お示ししたのは来年度のものですが、例えば、1学期は春休みが4月5日までという決め事があります。これが規則で決まっていますので、始業式は4月6日というのが通常です。ですが、来年度については、6日が日曜日ですので、7日が始業式ということになるわけです。

ところが、幼・小・中全部始業式をその日にしてしまうと、小学校が同じ日に入学式を計画しているために、幼稚園の始業式は保護者の方が対応できないということで、幼稚園の始業式は運用で1日後にずらしているということになります。

それと同様ですが、中学校の入学式も、7日の月曜日にはしません。小学校とダブりますので、8日の火曜日に実施する。したがって、幼稚園の入園式も1日ずらして9日に実施するという形になります。

こうやって日程が決まっていくということでございます。

今回は、1学期の終業式について新たな提案がありますので、ご確認ください。

小・中学校についてですが、夏休みの始まりが7月21日からというふうに決まっています。なので、通常の終業式は7月20日になるわけですが、20日は日曜日のために、それより前の日程になります。ただし、7月19日は土曜日ですが、来年度から実施する土曜授業プランの第3土曜日に当たっていますので、学校によっては7月19日に終業式をやるのが可能となります。

例えば7月19日に、既に町会でキャンプが入っているとか、何か行事があって実施できない場合は土曜授業プランが実施できませんので、その学校は7月18日が終業式ということになります。つまり、小・中学校については18日と19日の2通りの終業式が1学期の場合は生じることになります。学校事情です。

天津わかしお学校については、終業式や入学式等は保護者の方が送り迎えという形がありますので、必ず週休日に行くことになっています。それで特例になります。

続いて、2学期です。

2学期の大きな変更点は、小・中学校の始業式でございます。現在の規則上は8月24日が夏休みの終わりになっています。今年度は短縮して実施していますので。これは、管理運営規則を改正することが必要ですけれども、夏休みが8月31日までになりますので、9月1日が始業式ということになります。昨年度との大きな違いは、2学期は、小・中学校の始業式です。

それから、3学期です。

大きな違いはありませんが、お知らせとしては、中学校の卒業式。3月20日に実施するように、校長会と調整しました。

この卒業式については、必ずこの日にやらなければいけないという規則上のルールはありませんので、いつやってもいいのですが、3年生の授業日数がなかなか確保しづらい状況もあるという学校の方の意見から、3月20日に実施する。

その表を見ていただければ分かると思いますけれども、卒業式は年々遅れる日程で設定するようにしてしまして、3年生の最後に十分学習を終えた後に卒業してもらおうという意味合いを込めて20日にしております。

なお、3月21日が、実は第3土曜日で、土曜授業プランとして実施できる日ではありますけれども、卒業式等を土曜日に一度実施してしまうと、来年度も土曜日にやってくれというご意見がたくさん来てしまうような懸念があることから考えて、20日に卒業式を行うということにしたいと思います。

中学校1、2年生については3月20日を授業日に設定することは、これは土曜授業プランでやっても構わないということですので、卒業式については20日ということでございます。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

とりあえずは夏休みが従来に戻って、土曜授業プランが出てくるということで、特に2学期の終業式の日がちが変まっているという点が新しいのかと思います。

あと、小学校・中学校の1学期の終業式が、学校によって18、19日に選択できるということは、例えば隣接している小・中学校で、こちらは一日早く終わってしまうというあたりを気にされる人があるかなというぐらいではないかと思っています。

指導室長 現実的にもう、その19日からキャンプをエントリーしていただいているところがありますので、その当該の学校は、19日はもう授業ができないかなというふうに思っていますので、学校ごとに多少、1日の差ができることはやむを得ないかなと。

青木委員 質問の趣旨がずれるかもしれないのですが、1学期、2学期、3学期の各校の設定、始業式と終業式の中で、月曜日などは連休という形で入ってしまっただけで授業が潰れるというケースがありまして、大学などでは、わざわざそれを別の曜日に移して月曜授業だというやり方をしています。

こういう公立の小・中というところでは、その辺の問題がどういう形で解決されているのかというのが、もしお分かりでしたら。

指導室長 何とか式というのは、もう決まっていることなので入れてしまいますけれども、毎週月曜日は確かに削られるケースが多いので、例えば道德の授業というのは年間に35回しか授業がありませんから、それを月曜日に入れると35回実施できなくなるので、そういった時間は、時間割りとして月曜日に入れない。週に1回しかないような授業は時間割りに入れないということで、そういうことで授業が確保できるようにしています。

委員長 ほかにございますでしょうか。

地元の青健でやるときには、どうしても土曜日中心が多いですし、特に夏休みのキャンプ絡みのものと、保護者というか、青健の役員さんに行ってくださいには、どうしても休日を挟んだ日に行きたいので、土曜日を潰すことになって、

その辺が学校側の予定とバッティングしているので苦勞されています。

ですが、一応、こういう予定があるということで、逆に、これをもとにして、地元の青健等の予定をつくっていただければよろしいかと思えます。

指導室長 先ほどから言っているように、キャンプみたいに、先に場所と時間が決まってしまうものは優先的に地域で入れていただいて、その後、学校がこの日に土曜授業プランをやりたいという日を、地域とすり合わせをしながら、第3土曜日にやるのか、ほかの日にやるかを決めていく形になると。

○報告事項

5. 「いたばし学力向上基本方針」について

(指一2・指導室)

委員長 では、報告5「「いたばし学力向上基本方針」について」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指一2」でございます。

「いたばし学力向上基本方針」を策定しようということで、さっきの土曜授業と夏休みのことも絡めてご提案させていただきたいと思っております。

教育委員会の事務局としましては、確かな学力の定着に向けて色々な方法を検討してきたところですが、今般、土曜授業の公開を一層進めることや、夏休み中に補充学習を十分進めることを念頭に置いて、学力向上基本方針というものを定めることにいたしました。

基本方針としましては、3つの柱を立てております。

「地域が支える板橋の教育」の推進、「補習教室・個別学習の充実」、「教員の指導力向上」の、この3点です。

1点目の「地域が支える板橋の教育」推進については、これは板橋の学び支援プランにもありますとおり、板橋の地域性から考えまして、地域の方々と一緒になった教育をこれからも一層進めていくという必要があるところから、学校の教育活動をより地域の方々に開くことで、学校に対する信頼と互いの協力体制を一層つくっていくという方針でございます

2点目の補習・個別学習の充実についてでございますけれども、先に、これは委員会でご報告させていただきましたけれども、全国の学力調査の結果から板橋の子どもたちの学力の状況を把握できました。その結果、個別の学習がかなり必要なお子さんが多いということが板橋の特徴として挙げられております。

したがって、各学校で、現在、放課後等の補充学習を充実しているところでございますけれども、さらに、それに加えまして、補習であるとか個別に対応できる学習の形をつくっていく必要があるかということが2点目でございます。

3点目につきましては、そうは言っても、教員の指導力そのものも向上させていく必要があり、教員が授業について研究する時間であるとか、指導方法を学んでいく時間を確保するということが重要であるというふうに考えています。

また、子どもたち自身と触れ合う時間というのも確保していく必要があるかというふうに思っております。それが、ひいては子どもたちの学力向上につながっていくという考え方でございます。

したがって、この3点に基づいた具体的な対策として2点挙げさせていただいております。

1点目が、これまでもお話ししております土曜授業プランを8日間以上各学校で実施するというものでございます。これにつきましては、振替休業日を実施しない土曜日の授業公開となりまして、毎月の第3土曜日を原則としまして、年に8回以上行っていただきます。

来年度の第3土曜日は以下の日程のとおりでございますけれども、このうちから地域との行事等の都合と調整をしていただきながら、8回以上実施していただくものです。

原則として午前中の授業といたしますけれども、状況によっては午後の授業も可能な場合は実施してもよいということにしたいと思っております。

土曜日の学校公開では、地域の方々に見ていただくということもさることながら、一緒に授業に参加していただいたり、ゲストティーチャーのような形で子どもたちの指導もお願いするケースも生じてくるかなというふうに思っております。そういった中で、一層開かれた学校づくりを進める中で「地域が支えるいたばしの教育」の推進をしていければいいかなというふうに思っております。

2番ですが、夏季休業日の補習教室・個別学習の充実を図っていきたいというふうに考えております。

現在、夏季休業日については8月24日までということが規則で定められておりますけれども、これを8月31日までというふうにして規則改正を行って、夏休み期間が7月21日から8月31日までとなります。この延びた期間を含めまして、現在、夏休み中には5日から14日程度は各学校で補習学習を既に実施しております。

その多くが7月の夏休みに入ってから8月のお盆の前ぐらいまでに実施しているところですが、これを後半の短縮期間を廃止した部分にも補充学習を充てることにして、夏休みに学習してきた成果等を改めて確認するとともに、個々のつまづきに対する指導を各学校で工夫して実施していただくものであります。

こういったことについては、教員が特に国語と算数・数学、それから英語が中心になるかと思っておりますけれども、そうでない教科の教員も力を合わせて、全校体制で個別指導することで全体の学力の底上げを図っていくと、そういう方策でございまして。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 土曜日に授業をやるということでも、積極的に開くとか、地域の方をもっと呼び込むということも、すごくやりやすくなるように思いますし、夏季休暇が長く

なった分、もっと補習とか個別学習とかも充実させるということで、とても分かりやすいかというふうに思います。

もう1つ、基本方針の3番の教員の指導力向上というのは、この具体的な対応策としては、どのあたりを考えているようなものになるのですか。

指導室長 1つは土曜日に授業を持ってくることで、放課後の時間が若干確保されやすくなることはあるかなというふうには思っております。

それから、夏休みの短縮も廃止するというので、今度は、その中で一斉に授業をするということではなくなりますので、個々の研修をする時間をその短縮を廃止した時間でも確保できるものというふうには考えております。

谷田委員 なかなか目に見えた効果が出るのは大変なのかもしれないのですが、指導力向上については、そんなことがすごく大事だと思うのです。ですから、何か具体的な取り組みとかがもうちょっと見えてくるといいのかなというふうに思います。

指導室長 そのあたりは、少し書き加えて行こうかとは思っています。基本方針についてという割にはボリュームが少なく、大変申しわけないと思っておりますので、少し色々な方策を立てて行く必要もあるかなと。すみません。

教育長 指導力向上のところで、先般ご決定いただいた教育支援センターの実施計画のところで、そこでも随分、教員の指導力向上ということで、研修ですとか研究を、支援センターを活用して新しいメニューも入れながらやっていくということを考えておまして、まだ具体的な中身まで詰めきれていないのですけれども、そういう中で、場合によって、夏休みの活用の中で支援センターがどうかかわっていくか、支援センターをどう活用してもらえるのかというようなことも合わせて検討していく必要があるのかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、あと1年ありますので、その辺のメニューの整理については、これから詰めていって、その過程の中で、それこそ、また一定のまとめができましたら教育委員会にお諮りさせていただこうかと思っております。そういう中では、またご意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

谷田委員 今日たくさん傍聴の方に来ていただいておりますけれども、教育支援センターというか、板橋区に来ると、すごく1つ成長できるねというような雰囲気が出ると、すごくいいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

青木委員 今のお話も含めてですけれども、教員の指導力の向上という点では、高等教育の方でも色々苦心しているところですが、例えば、下にある土曜授業プランの5番に書いてあるような、地域の多様な人材を招いた授業というのは、子どもたちにとっても大事ですけれども、場合によっては、先生たちにとっても、教育のシ

ナリオをつくる上で1つのヒントになるようなお話がそここに隠れているかなと思いますので。例えば、そういうものも活用して、教員の指導力向上につながられるといいのかなと思います。

委員 長 地域の多様な人材とは言っても、なかなかたくさんはいなくて、恐らく大学生の方とか、そういった方々の協力も得ないといけないのではないかという気もしますので、その辺のところの予算的な措置も十分御配慮いただくと上手くいくのではないかと思います。

もう一つは、補習を受けた方がよいお子さんが、実際に夏休みの間に来てくれるかどうかというのが肝心のところでして、補習がそれほど必要でない子は比較的来てくれるのもあるかと思うのですけれども、補習が必要な子がなかなか来てくれないのではないかという気も若干しております、その辺のところをどうやっていくのが問題ではないかと思っております。

指導室長 一斉の授業という形ではないので、その子に合ったプログラムを学校が提供する中で、「あなたは、これをやりに来なさいね」という形で、家から学校に来るように強く促すということになるかなと思います。

勉強したい子は、いつ来ていただいても、別に夏休みでも学校に教員はいますので構わないと思うのですけれども、つまりきではなくて、もっと発展的な学習をしたいという子であれば、専門の教員が担当するという形も取れるかと思うので。色々な補充学習の形態と、個別学習の形態が取れるのではないかと思います。

青木委員 今のお話ですけれども、大学生でも全く同じで、勉強ができる子はもっと勉強したいというのですけれども、必要な子はなかなか来ない。

結局、今、やっぱり我々が個別で同じようにやっているのは、「なぜ、あなたにそれが必要なのか」という説明を始めるところからやっています、昼休みの時間とか放課後も個別に、来るまでしつこく呼び出して、あなたは補習授業が必要だという、インフォームド・コンセントではないですけれども、事前説明をきちんとやって必要性を理解してもらおうということからやるしかないようです。

必要だと思った子がようやく来出す。そこまでの道のりは結構長い。その個別指導だなと思っています。まず、その辺のところを、現場の先生にどこまで努力していただくのかというのが突破口になるのかなという気はしています。

委員 長 この期間中というのは、図書館も当然開いていて、そこで例えば調べ学習を自主的にやりたいというお子さんはできるような状態にはなるのですか。

指導室長 学校は、施設的には開いていますので、状況によってはパソコン室を使うということもあると思います。

委員 長 できれば、地域に公開という意味もあって、誰でもいいというわけにはいかな

いと思いますけれども、地域の方でもそういうのを使いたいという人があれば使わせてあげるというのもいいかなと。地域に開かれた学校という意味でいけば、安全性を確保した上でやればいいかなという気持ちも多少ありますけれども。

指導室長 一義的には、子どもの学習がまず先なので、その学習と一緒にサポートしてくれる地域の方が、図書館なり、パソコン室なりにいてくださることは、それは構わないかと思えます。もちろん教員の指導のもとでやらなければならないと思いますけれども。

委員長 ほかにございますでしょうか

○報告事項

6. 東京都板橋区あいキッズ条例（案）の概要について

（地—1・学校地域連携担当課）

委員長 では、次に移ります。報告6「東京都板橋区あいキッズ条例（案）の概要について」、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、東京都板橋区あいキッズ条例（案）の概要についてご説明申し上げます。

資料番号「地—1」をご覧ください。

この「あいキッズ」事業でございますが、板橋区立の小学校におきまして、子どもたちの安心・安全な放課後等の居場所の確保を図るとともに、遊び、学び、スポーツ、交流活動など、様々な体験や取り組みを通じて、子どもたちの社会性及び自主性などの豊かな人間性を養うことを目的としております。

平成21年度から実施しているところでございますが、実施から5年目の節目を迎えまして、これまでの制度の課題解決も含めた見直しを行い、同時に規定整備を行うこととなりましたので、今回、条例を制定ということでお示ししてまいりたいと考えております。

3番の条例概要のところをご覧ください。

まず、第1条につきましては、「あいキッズ」事業の実施目的について規定してまいりたいと考えております。

条文の内容は、今、ほぼご説明申し上げました制定理由とともに、安心・安全な居場所の確保、学年を超えた交流活動、全ての子どもたちの健全育成、そして、保護者の子育てと仕事の両立支援について規定してまいりたいと考えております。

また、第2条では、この第1条の目的を達成するために行う事業について規定してまいりたいと考えております。

事業内容は、児童が自主的に遊びなどの活動を行う機会、それと、地域の方々の協力を得て、様々な体験交流学習活動などができる機会を提供する事業として考えております。

続きまして、第3条の実施場所でございますが、裏面の別表1をご覧ください

たいと思います。

志村小学校あいキッズ以下、11校で行いたいと考えております。

続いて、第4条の休業日でございますが、土曜日、日曜日、祝日、あとは年末年始として考えております。

ただし、教育委員会が、特別に必要があると認める場合ということで、先般ございました台風の場合とか、災害等により急遽中止となった場合にも対応できるように規定してまいりたいと考えております。

第5条では、あいキッズの実施時間について規定してまいりたいと思っております。学校運営日は授業終了後から午後7時まで。学校休業日については午前8時から午後7時までと定めてまいりたいと考えております。

続いて、第6条で、利用できる者、それと利用できる時間について規定してまいりたいと考えております。

レギュラータイムを利用できる者について、あるいはオプションタイムの午後5時以降の利用ができる者について、それと、午前8時から8時30分までの利用ができる者について規定してまいりたいと考えております。

また、レギュラータイムは、原則、実施校の児童、それとオプションタイムは保護者が就労等で放課後等に保護を受けることができない1年生から3年生としてまいりたいと考えております。

利用時間につきましては、レギュラータイムについては、今、申し上げた様な形で午後5時までですね、放課後からというところ。あと、オプションタイムは学校休業日等の午前8時から8時30分、平日の午後5時以降というところと考えているところでございます。

続いて、第7条の利用手続についてでございますが、利用時間にかかわらず、あいキッズを利用する者は全て利用登録の申し込みが必要とさせていただきたいと考えております。

オプションタイムを希望する者は、特に規則で定めてまいりまして、申請書を提出して、教育委員会の承認を受けてもらうということで規定してまいりたいと考えております。

第8条、第9条では、その利用の不承認や取り消し、あるいは利用の制限・停止について定めてまいりたいと考えております。

続いて、第10条でございますが、あいキッズの利用料金を定めてまいりたいと思っております。

こちらについては、裏面をまたお開きいただきたいと思いますと思いますが、利用料ということで別表2にまとめてございます。

レギュラータイムとオプションタイムの6時まで、あるいは7時まで、それと午前8時から8時30分までというところでの規定をしてまいりたいと考えております。

また、11条、12条におきましては、利用料の減免や不還付について定めてまいりたいと思っております。

そして、第13条でございますが、この条例の施行に関して必要な事項は規則

で定める旨を規定してまいりたいと考えております。

最後に付則でございますが、施行日について規定しているところでございますが、平成26年4月1日としてまいりたいと考えております。

ただし、募集その他、この条例を施行するについて必要な準備行為、あるいは第7条の利用手続等につきましては、交付の日から施行できるようにして、来年1月に予定しております入会説明会とかに対応できるようにしてまいりたいと考えております。

最後に、こちらの条例（案）につきまして、パブリックコメントを募集させていただきました。10月5日から18日までということで、107件のご意見を頂戴したところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 そうすると、先ほども話がありましたけれども、パブリックコメントについては、また別途どこかで協議をするというか、お話しいただく時間はいただけるということでいいですかね。

学校地域連携担当課長 また、そこでの内容というところを、こちらにも落とし込めるような形で進めてまいりたいと思っております。

谷田委員 あと、分からないので教えてほしいのですけれども、この別表1の実施場所が出ていますけれども、これがこの学校になっているのは何か理由があるのですか。

学校地域連携担当課長 新制度を平成26年度から実施するあいキッズというのが、平成26年度に新規で始める学校と舟渡小学校ということで進めてまいりたいと思っております。

最終的に平成27年度において全校実施の際に新しい制度に移行ということで、既存の33校から舟渡小学校を引いた学校につきましては現行制度で平成26年度は実施というところで考えているところです。

新制度への移行期間というところも、現在、実際に行っている33校につきましては、切りかえというところも含めて考えていただきたいというところと、一部で、実施することによって、そこでの成果というところも見ていただいたら、今後、平成27年度で実施するときには落とし込んでいきたいと考えているところでございます。

次 長 補足で説明させていただきます。

平成27年度に全校で実施をする予定でございますが、平成27年度の全校実施の時点では、全校52校になりますが、このあいキッズで運営をする予定です。

平成26年度、来年度につきましては、この新しい事業スキームで行う学校、こちらの11校と、従来の一般登録、学童登録で従来の形で運営していく学校が

41校になります。並列の形で平成26年度は実施する形になります。

従来の形でやるあいキッズにつきましては、現在、児童館条例の方で規定整備がされておりまして、利用料等もそちらで決めておりますので、平成26年度、来年度については、新あいキッズの学校と、今のあいキッズのやり方の学校と混在してしまうのですが、そういう形で並列的な実施になります。

今年度、平成26年度の実施状況を踏まえて、平成27年度に全校で新しく、全てこの形にしていくという形で今考えております。

本来は一遍に全部切りかえるのが望ましいのですが、新しい制度の設計をしていく上で色々と課題もありましたので、新規に委託する学校については1年間旧制度でやって、1年間また新しい制度というわけには、1年後にはまた変わりますということも難しいので、平成26年度から切りかえて先行実施しようという考え方でございます。

舟渡小学校については、法人が変わるという節目でございまして、それに合わせて実施しようということで、同時並行でダブっておりますが、その辺はご理解いただければと思います。

谷田委員　そこで混乱になるとかということは余りないのですか。それは余り気にしなくても。

次　長　いずれ全校で行いますので、新しい制度になりますということを当該校の保護者の方にはご説明していかないとはいけません。平成26年度実施の学校を中心にそこは行っていまして、平成26年度になりましたら、27年度以降の学校に順次説明に入っていくという形になると思いますので、その辺の時間的な必要性がありまして、こういう対応になっております。

実際には学校ごとに分かれていまして、中身としてはほぼ同じ形になると思うので、混乱はないのかなというふうに思っております。

青木委員　もう1点だけ。この条例概要の中の第8条の利用の不承認について規定するとあるのですけれども、これは、まだ色々お考えのところだと思うのですが、これは、利用登録に対しての不承認という形になるのか、例えば、実施している中で色々トラブルがあったときに、要するに、不承認になってやめていただくというような、そういった形のものも規定していくのか、どの辺をお考えなのか。

学校地域連携担当課長　利用の不承認というところでございますが、これから定めていくところではあります。例えば心身に著しい障がいがあって、常に医療行為を施さないといけないようなお子様については、お受けできないというところを定めてまいりたいと思っております。

また、その承認の取り消しといったようなところは、オプションタイムで就労等の要件を出しておるところですが、そこに虚偽とか偽りがあった場合には、そのオプションタイムの利用を制限すると考えているところでございます。

青木委員　　そうですか。両面に立って考えておかないと、後々のトラブルがあると困るので。この辺はきちんと規定していただきたいと思います。よろしくお願いします。

学校地域連携担当課長　　承知いたしました。

高野委員　　来年度、2つのあいキッズが並行して行われるということですが、この時間のことですけれども、レギュラータイムで、今、一般の子たちは冬時間になると終わりが4時半になっていますが、一本化したところは5時までやるので、来年度は、4時半で終わる学校と5時で終わる学校というのが出るんですか。

学校地域連携担当課長　　10月から2月につきましては、新しい制度でもレギュラータイムを4時半に終了と考えております。ただ、季節によって終わりの時間が違うということで、例えば、5時まででしたらお勤めの関係でも大丈夫だけれどもという保護者様につきましては、4時半から5時までという期間のところも、就労との要件をさせていただきながら、ただし無料で利用できるような形でフォローしてまいりたいと考えております。

それと、もう1点、補足説明でございますが、来年度、平成26年度につきましては、新あいキッズの制度、今申し上げたものが11校、それと現行制度で行うところが31校、それと、残り10校が平成27年度に新しいあいキッズになりますので、子ども政策課が行っている直営の学童クラブと、私どもで行っております放課後子ども教室というものが混在するような形になりますので、3種類の制度が混在するような形にはなってまいります。

委員長　　3種類あるわけですが、その学校にとっては、ずっと継続しているか、あるいは、新に始めるということなので、それほど混乱はないかとは思いますが、最近の保護者の方々は結構ネットでつながっているもので、よその学校のことでもよく知っているもので、多少は色んなご意見が出てくるのではないかと、思います。

では、よろしいでしょうか。とりあえず、今日は、条例（案）の概要ということで、中身は既に今までお話ししていただいていることなので、とりあえず条例（案）の概要についてご説明いただいたということで、よろしいでしょうか。

○報告事項

7. 図書館の特別整理期間に伴う休館について

（口頭・中央図書館）

委員長　　では、次に、報告7「図書館の特別整理期間に伴う休館について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長　　こちらは、特に資料はございません。既に図書館全体の休館日につきましては

告示しているところですが、直近の図書館の休館日について報告するものでございます。

中央図書館長が11月11日から11月17日の7日間。志村図書館が11月25日から11月30日の6日間でございます。

報告は以上でございます。

委員長 定例の休館ということで、よろしいでしょうか。

では、本日最後となります報告8の「DVD上映」に入る前に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項があれば、ご発言ください。

指導室長 さっきの台風26号のときの、小・中・幼稚園の臨時休業の件でご報告でございます。

本来、臨時休業というのは校長が決めることができますので、各学校長判断となりますけれども、今回の場合は、関東直撃ということが事前に分かっておりましたので、教育委員会で、前の日の10月15日の11時、庶務課から、明日は全校臨時休校にするということを発信させていただきました。

このガイドラインが特段、教育委員会でもあるわけではなかったもので、おおよそ私どもでは、特別警報が今ありますけれども、それがもう出ていれば完全に休校。大雨警報であるとか暴風雨警報は、ゲリラ豪雨でなければ、大体、台風のときに同時に発令。洪水警報も発令されるので、それは予測がつくということで前の日に休校という判断をする場合があるということで、校長会と調整しております。

今度、また27号が週末にどうかというところもありますので、ある程度のガイドラインとしては、私どもで考えているというところでございます。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

次長 いまに関連してですが、高島第五小学校の40周年の記念式典と祝賀会を今度の土曜日、26日に予定しておりましたが、今の台風の関係で、2月8日に延期ということで連絡が入ってございます。合わせてご報告させていただきます。

委員長 ありがとうございます。何となく、児童の皆さんは色々と練習してきたのに来年に延びてしまって、拍子外れになってしまうかなとも思いますけれども、天候のことなので、やむを得ないと思います。

ほかになれば、私の方で若干報告させていただきますと、10月11日に、成増ヶ丘小学校の道徳授業の公開講座に行っていました。

ここでは、非常に元気な教室だった反面、起立しないで発言するような教室もあつたりしました。よい意見に拍手したり、教科書に載っております動物の会話を、お面をつけて児童同士が実演するという、そんなような教室もありました。

金曜日でしたので、参加者は余り多くありませんでした。

講演会は20名程度の保護者が参加されておりまして、日本オリンピックアカデミー会長、笠原一也先生のお話がありまして、ちょうど7年後に東京オリンピックということでタイムリーなお話がありました。

国体で使ったという聖火——国体の場合には「聖火」ではなくて、本当は「炬火」というそうですけれども、そのトーチと実際の金メダルの実物を回覧して、皆さんに見せていただきました。

それから、10月18日は、高島第一小学校で東京都算数教育研究会研究発表会がありまして、実を言いますと、スケジュールにあったので学校に行っただけなんですけれども、何をするか知らないで行ったのです。算数の発表会というのをバスの中で聞きました。

これは1年生から6年生までの各1学級を選んで、そこで、その学校の先生ではなくて、ほかの学校の先生、23区内に限らず八王子とか色々遠いところから来られた先生が授業をされるという企画だったのですけれども、実際に見てみますと、生徒は全然違和感なく、ずっと自分の先生のように受け答えをしておりましたし、先生方の方も、逆に生徒の名前をしっかりと呼んだりして、スムーズに授業されておりました。

実際に、その日の授業をやるために、二、三回、事前に来られた先生もあるし、前日に少し来ただけの先生とか、色々あったそうなんですけれども、ほかの学校の先生とは全く気がつかないぐらいの状況でございました。

各教室とも児童数と同じぐらいの見学者がありましたので、非常に教室が暑くて大変でした。それだけ熱心に来られた方が多いということなんですけれども、分科会も6つありましたけれども、いずれも満席になるほどで、授業者に関しましては非常に厳しい批評が見られました。

特に年配の方からは結構きついご意見がありましたけれども、授業者の方は、そういったものにめげずに頑張ってくださいたいと思っております。

逆に言いますと、小さい地域での授業公開の後の協議会ですと、1つのグループの参加者が少ないのでみんなが意見を言うことができるのですけれども、今回のように分科会の参加数が多いと発言できない人の方が多いので、それはそれでつまらないなという感じもありました。

それと、あと10月19日は高島幼稚園の運動会に行っただけありまして、公立幼稚園の運動会は初めて見学したのですけれども、高島二小の校庭を借りて実施されておりました。高島二小の校庭はすごく広いのですけれども、そのうちの4分の1ぐらいだけを、区切ってというか、使っておりまして、周りが非常に広いので、運営は非常にスムーズにいったのではないかと思います。

特に、ここで気がつきましたのは、園児の人が、特に年長さんの園児がそれぞれみんな、係をやって、例えば徒競走で一等になった子を連れていく役とか、その他、色々な役を幼稚園児がやっておりまして非常に素晴らしいと思われました。

ただし、2年保育なので、年少さんは、まだ幼稚園に入ったばかりなので、非常に未熟ではあるというふうに先生はおっしゃってございましたけれども、卒業す

るころには3年保育の園児と同じようにはなるといふふうにおっしゃっておられました。

私の方は以上でございます。

高野委員 私は、10月12日に中台小学校の60周年の式典に参加してまいりました。式典とか祝賀会を通して、学校設立にかける地域の方の熱い思いが本当に伝わってきました。学校は地域に支えられているのだなという感じで、これからまた、ほかの周年にも参加するのですけれども、どこの地区もそういう思いが強いで、改めてそういうことを感じるいい機会になったと思います。

あと、18日の高一小の研究発表にも行ってきたのですが、本当に分科会で厳しいご意見が多くて、大変だなと。一生懸命学んでいる先生方のお姿を拝見して、これからも、ぜひ指導力向上のために頑張っていたきたいというふうに思いました。

以上です。

谷田委員 武雄市の図書館に行ってきました。とにかく若い人が多かったり、あと、親子連れもすごく来ていて、そこは今、カルチャ・コンビニエンス・クラブが運営している感じになっておりますけれども、図書館の機能と本屋さんの機能と、あとスターバックスが入っているのです。

それが、上手く分かれているのですけれども、デザイン的には一緒の空間にあるような雰囲気になっていて、とても視界の抜けがいいというか、とても安らぐ空間という感じのとてもいい図書館だなというふうに思いました。

例えば、本を買うためのレジがないのです。レジが見当たらないような感じになっていて、借りるところとお金を払うところが1つの機械で一緒にできるようになっていたりとか、そういう店舗的なところをいかに排除するかということにも配慮されているような感じでしたし、当然、図書館の脇のところでも、皆さん、コーヒーが飲めるようになっていて、ああいう図書館もあるのだなということで、とても面白い空間だというふうに思ってきました。

残念ながら中は撮影不可ということだったので、写真とかは外の写真しか撮れなかったのですけれども、佐賀県ですから、そんなに、なかなかすつと行けるところではないとは思いますが、新しい感じの公立の図書館だなというふうな感じで帰ってきました。

以上です。

青木委員 質問ですけれども、図書館の本を持って行ってスターバックスでコーヒーを飲んでもいいということですか。

谷田委員 同じ空間です。

青木委員 同じ空間ですね。アメリカのやり方ですね。アメリカは本屋さんとスターバックス

クスが完全にくっついている。だから、売り物の本を持って、気に入ったら買って下さいなんて、スターボックスでコーヒーを飲みながら本の吟味ができるというところも結構あるので、すごくいいと思いました。

委員長 今、東武の本屋さんもスターボックスとくっついているじゃないですか。

谷田委員 そうですね。

青木委員 だんだんそうなってきましたね。

委員長 ほかにございますか。

○報告事項

8. DVD上映「日光の木から教室をつくる」(約27分間)

(新しい学校づくり担当課)

委員長 なければ、報告8「DVD上映「日光の木から教室をつくる」」について、新しい学校づくり担当課長からお願いいたします。

新しい学校づくり担当課長 それでは、少し上映の準備をさせていただきたいと思います。

その間、簡単に触れたいと思うのですが、改築を終えました板橋第一小学校と赤塚第二中学校は、今年度からスタートしているわけございまして、環境整備工事この秋には終わりました、完全に工事は終了しているというような状況です。

ご承知のとおり、日光産の木材を校内に使用しているところですが、工事記録の一環として、これまで、もともと旧栗山村と昭和58年に緑と文化の交流協定、これに端を発しまして、日光市との合併後もその関係が続いているというような状況で、多くを語るよりDVDに全て、過去の記録から、実際に木を切り出して板橋の学校へ運ばれる様子も含めて映像として残っておりますので、まず、ご覧になっていただきたいと思います。

このDVDにつきましては、環境学習にも使われるということですので、そういった意味でも有効活用していきたいというふうに考えております。

経緯や状況等、全て盛り込まれておりますので、早速ですが、ご覧いただければ一番早いかと思います。

27分ぐらいです。

(DVD上映)

新しい学校づくり担当課長 ちょうど11月5日には、赤塚第二中学校で落成式が控えておりますので、できて間もないのですが、DVDをご覧いただきました。学校の方にもDVDはお渡ししておりますので、両校では活用していただきたいと思いますし、場合によっ

ては他の学校でも、DVDを私どもの方からお貸しすることもできます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

特に、学校に実際にいる児童や生徒の皆さんがDVDを見て、自分のところで実際に使っている木がこんな形で使われたんだということが分かれば、さらに愛おしくなるのではないかなという気がいたします。

多分ビデオの中には無かったんですけども、木材を切ってから防火処理をしているんでしょう。赤塚二中は防火扉も木材でやっていますから。そういう処理も多分されてはいるんだろうと思うんですけど。

特に赤二中へ行くと、外見はコンクリですけど、中へ入ると本当に、木造の校舎かと思うくらい木がいっぱいなので、非常によいかと思っております。子どもたちにも非常に評判はいいですし、木のぬくもりの部分と、廊下に色々とスペースを取っているという、そういった面でも非常に好評で、赤二中の生徒さんは「ホテルのようだ」と言っていますから、非常によかったのではないかと思います。

ほかにご意見やご感想などがあればどうぞ。

新しい学校づくり担当課長 両校には、日光市からモニュメントとして、木材の切り出したものが寄贈されておりまして、両校、目立つ位置に設置されていますので、行かれた際に見ていただければと思います。経緯などもプレートが貼ってありますので。

委員長 わかりました。赤塚二中も板一小も、機会があれば、板橋の森を見てくるのもいいのではないかと思います。

では、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 12時 02分 閉会